

石川県公報

令和 6 年 12 月 24 日 (火曜日)

号 外

(第 75 号)

目 次

条 例		
○石川県職員退職手当条例の一部を改正する条例 (人 事 課)	1	○保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例 (厚生政策課) 34
○一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する 条例 (同)	5	○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条 例の一部を改正する条例 (少子化対策監室) 34
○石川県手数料条例の一部を改正する条例 (財 政 課)	32	○石川県の事務処理の特例に関する条例及び石川県手 料条例の一部を改正する条例 (建築住宅課) 35
○能登復興応援基金条例 (創造的復興推進課)	33	○石川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例 (警 察 本 部) 41

条 例

石川県職員退職手当条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第四十号

石川県職員退職手当条例の一部を改正する条例

石川県職員退職手当条例（昭和二十九年石川県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第一項及び第五条の三の二中「第五条の三の二及び附則第十三項において」を「以下」に改める。

第十条第十一項第四号中「職業」を「安定した職業」に、「もの」を「者」に改め、同条第十四項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第五十六条の三第一項第一号に該当する者に係る就業促進手当について同条第四項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、各号を削る。

附則第三項中「日本電信電話株式会社の職員となり」を「日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下この項において同じ。）の職員となり」に改める。

附則第十項中「附則別表第一」を「附則別表」に改める。

附則第十一項中「第三十五条」を「第三十五条の二」に改める。

附則第十四項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第十八項中「の改定」の下に「（附則第二十四項及び第二十七項において「給料月額七割措

置」という。)]を加える。

附則に次の四項を加える。

24 当分の間、退職した者（給料月額七割措置により給料月額が減額されたことがある者に限り、特定任命により職員となつた後に退職した者を除く。）の基礎在職期間（給料月額七割措置により給料月額が減額された日（以下この項において「七割措置減額日」という。）の前日までの間に限る。）中に、給料月額の減額改定以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下この項において「特別特定減額日」という。）における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特別特定減額前給料月額」という。）が、七割措置減額日の前日におけるその者の給料月額（以下「七割措置前給料月額」という。）よりも多く、かつ、七割措置前給料月額が退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、第三条から第五条まで（これらの規定を附則第十五項及び第十六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第五条の二第一項の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

一 その者が特別特定減額前給料月額に係る特別特定減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別特定減額前給料月額を基礎として、第三条から第五条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

二 七割措置前給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
イ その者が七割措置減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び七割措置前給料月額を基礎として、第三条から第五条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額の七割措置前給料月額に対する割合

ロ 前号に掲げる額の特別特定減額前給料月額に対する割合

三 退職日給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者に対する退職手当の基本額が第三条から第五条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

ロ 前号イに掲げる割合

25 前項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第二号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

一 六十以上 特別特定減額前給料月額に六十を乗じて得た額

二 六十未満 次に掲げる前項第二号イに掲げる割合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 六十以上 特別特定減額前給料月額に前項第二号ロに掲げる割合を乗じて得た額及び七割措置前給料月額に六十から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

ロ 六十未満 特別特定減額前給料月額に前項第二号ロに掲げる割合を乗じて得た額、七割措置前給料月額に同号イに掲げる割合から同号ロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に六十から同号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

26 第五条の三に規定する者に対する前二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
附則第二十四項第一号	及び特別特定減額前給料月額	並びに特別特定減額前給料月額及び特別特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を超えない範囲内で任命権者が知事の承認を得て定める割合を乗じて得た額の合計額
附則第二十四項第二号	七割措置前給料月額に、	七割措置前給料月額及び七割措置前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を超えない範囲内で任命権者が知事の承認を得て定める割合を乗じて得た額の合計額に、
附則第二十四項第二号ロ	前号に掲げる額	その者が特別特定減額前給料月額に係る特別特定減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別特定減額前給料月額を基礎として、第三条から第五条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
附則第二十四項第三号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を超えない範囲内で任命権者が知事の承認を得て定める割合を乗じて得た額の合計額に、
附則第二十五項第一号	特別特定減額前給料月額	特別特定減額前給料月額及び特別特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を超えない範囲内で任命権者が知事の承認を得て定める割合を乗じて得た額の合計額
附則第二十五項第二号イ	特別特定減額前給料月額	特別特定減額前給料月額及び特別特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢

		との差に相当する年数一年につき百分の二を超えない範囲内で任命権者が知事の承認を得て定める割合を乗じて得た額の合計額
	七割措置前給料月額	七割措置前給料月額及び七割措置前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を超えない範囲内で任命権者が知事の承認を得て定める割合を乗じて得た額の合計額
附則第二十五項第一号ロ	特別特定減額前給料月額	特別特定減額前給料月額及び特別特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を超えない範囲内で任命権者が知事の承認を得て定める割合を乗じて得た額の合計額
	七割措置前給料月額	七割措置前給料月額及び七割措置前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を超えない範囲内で任命権者が知事の承認を得て定める割合を乗じて得た額の合計額
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を超えない範囲内で任命権者が知事の承認を得て定める割合を乗じて得た額の合計額

27 附則第二十四項及び第二十五項（これらの規定を前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、特定任命により職員となった後に退職した者（給料月額七割措置により給料月額が減額されたことがある者に限る。）について準用する。この場合において、附則第二十四項中「退職した者（給料月額七割措置により給料月額が減額されたことがある者に限り、特定任命により職員となった後に退職した者を除く。）」とあるのは「特定任命により職員となった後に退職した者」と、「以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合」とあるのは「及び国家公務員退職手当法第五条の二に規定する俸給月額の減額改定以外の理由によりその者の給料月額又は俸給月額が減額されたことがある場合（特定任命を受けたことにより、特定任命前の俸給月額よりも低い給料月額を支給されることとなった場合を含む。）」と、「場合のその者の給料月額」とあるのは「場合のその者の給料月額又は俸給月額」と、「おけるその者の給料月額」とあるのは「おけるその者の給料月額又は俸給月額」と読み替えるものとする。

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十条第十一項第四号及び同条第十四項並びに附則第十四項の改正規定並びに次項の規定は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第十条第十一項(第四号に係る部分に限り、同条第十五項において準用する場合を含む。)の規定は、退職職員(退職した石川県職員退職手当条例第二条に規定する職員をいう。以下同じ。)であつて前項ただし書に規定する規定の施行の日以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて同日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第四十一号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第八条の二第二項第一号中「四十一万五千六百元」を「四十一万六千六百元」に改め、同項第二号中「五万千百元」を「五万千六百元」に改め、同項第三号中「五万三百円」を「五万八百元」に改める。

第十九条第二項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百二・五」を「百分の百七・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の六十八・七五」を「百分の七十一・二五」に、「百分の百二・五」を「百分の百七・五」に、「百分の五十八・七五」を「百分の六十一・二五」に改める。

第二十条第二項第一号中「百分の百二・五」を「百分の百七・五」に、「百分の百二十二・五」を「百分の百二十七・五」に改め、同項第二号中「百分の四十八・七五」を「百分の五十一・二五」に、「百分の五十八・七五」を「百分の六十一・二五」に改める。

第二十一条第二項の表中「一七、八〇〇円」を「一九、八〇〇円」に、「二〇、二〇〇円」を「二一、四〇〇円」に、「七、三六〇円」を「八、二〇〇円」に改める。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第1(第3条関係) 行政職 給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
号	給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	円	183,900	230,600	261,900	288,000	310,500	335,800	374,300	416,600	466,600
2		185,000	232,100	262,000	289,600	312,200	337,700	376,900	419,000	469,700
3		186,200	233,600	263,900	291,100	314,000	339,500	379,200	421,500	472,700
4		187,300	235,100	264,900	292,600	315,500	341,300	381,400	423,900	475,700
5		188,500	236,600	265,900	294,100	316,900	343,000	383,300	425,800	478,700
6		190,200	238,100	266,900	295,600	318,200	344,700	385,600	427,900	481,800
7		191,800	239,600	267,900	297,000	319,500	346,300	387,700	430,000	484,800
8		193,400	241,100	268,900	298,300	320,800	348,000	389,700	432,200	487,900
9		195,000	242,600	269,900	299,500	322,100	349,600	391,700	434,100	490,600
10		196,700	244,000	270,900	301,000	323,900	351,300	394,000	436,200	493,700
11		198,300	245,400	272,000	302,500	325,700	352,900	396,200	438,300	496,700
12		199,900	246,800	273,000	303,900	327,400	354,500	398,500	440,300	499,800
13		201,500	248,000	274,000	305,300	329,100	356,100	400,700	442,000	502,500
14		203,200	249,200	275,000	306,400	330,800	357,800	403,000	443,800	504,800
15		204,900	250,400	276,000	307,400	332,500	359,400	405,200	445,700	507,100
16		206,600	251,600	277,100	308,600	334,200	361,000	407,500	447,600	509,400
17		207,900	252,700	278,100	309,800	335,800	362,600	409,300	449,400	511,400
18		209,500	253,800	279,400	311,400	337,500	364,400	411,200	451,200	512,800
19		211,100	254,900	280,700	313,000	339,200	365,900	413,100	453,000	514,300
20		212,600	256,000	281,900	314,700	340,800	367,500	414,900	454,700	515,700
21		214,100	257,000	283,200	316,200	342,300	368,900	416,700	456,500	516,900
22		215,700	258,000	284,500	317,800	343,900	370,500	418,500	458,000	518,300
23		217,300	259,000	285,700	319,400	345,500	372,100	420,300	459,400	519,800
24		218,900	260,000	286,900	321,000	347,000	373,600	422,100	460,900	521,300
25		220,500	261,000	288,000	322,500	348,400	375,500	423,700	462,300	522,500
26		222,200	261,900	289,200	324,200	350,100	377,400	425,200	463,600	523,600
27		223,500	262,800	290,500	325,800	351,700	379,300	426,700	464,900	524,800
28		224,800	263,700	291,800	327,400	353,300	381,100	428,200	466,100	526,000
29		226,100	264,500	293,100	328,800	354,500	382,600	429,700	467,100	527,000
30		227,200	265,300	294,100	330,500	356,100	384,400	431,000	467,800	527,900
31		228,300	266,100	295,100	332,200	357,600	386,100	432,300	468,500	528,800
32		229,400	266,900	296,200	333,800	359,100	387,700	433,500	469,200	529,700
33		230,600	267,600	297,300	335,000	360,800	389,400	434,700	469,900	530,500
34		231,700	268,400	298,500	336,900	362,600	390,800	436,000	470,600	531,400
35		232,800	269,200	299,600	338,600	364,300	392,200	437,300	471,200	532,100
36		233,900	269,900	300,800	340,200	366,000	393,600	438,600	471,800	532,600

37	235,000	270,600	302,000	341,700	367,400	395,000	439,800	472,300	533,300
38	236,000	271,400	303,300	343,300	368,700	396,200	440,600	472,900	533,900
39	237,000	272,300	304,600	344,900	369,900	397,500	441,400	473,500	534,700
40	237,900	273,000	305,900	346,500	371,300	398,500	442,200	474,100	535,300
41	238,800	273,700	307,200	348,200	372,400	399,600	442,800	474,600	535,800
42	239,700	274,500	308,500	350,000	373,300	400,800	443,400	475,100	
43	240,500	275,300	309,800	351,800	374,300	401,900	444,000	475,500	
44	241,300	276,000	311,100	353,600	375,400	403,000	444,600	475,800	
45	242,000	276,700	312,400	355,200	376,200	403,700	445,300	476,100	
46	242,600	277,400	313,800	356,600	377,100	404,400	446,100		
47	243,200	278,100	315,100	358,000	378,000	405,100	446,500		
48	243,800	278,800	316,200	359,400	378,800	405,800	447,200		
49	244,400	279,500	317,100	360,900	379,600	406,400	447,700		
50	245,000	280,200	318,400	361,700	380,400	407,000	448,100		
51	245,600	280,900	319,700	362,700	381,200	407,500	448,500		
52	246,100	281,600	321,000	363,700	381,900	407,900	448,900		
53	246,600	282,200	322,200	364,600	382,600	408,300	449,300		
54	247,000	282,900	323,500	365,700	383,300	408,500	449,700		
55	247,300	283,500	324,700	366,600	384,000	408,800	450,100		
56	247,600	284,200	325,900	367,600	384,700	409,100	450,400		
57	247,900	284,800	327,200	368,500	385,200	409,400	450,700		
58	248,200	285,500	328,300	369,200	385,800	409,700	451,100		
59	248,500	286,100	329,400	369,900	386,400	410,000	451,400		
60	248,800	286,800	330,500	370,500	387,100	410,300	451,700		
61	249,100	287,400	331,200	370,900	387,500	410,500	452,000		
62	249,400	288,100	332,100	371,500	388,100	410,800			
63	249,700	288,700	332,800	372,200	388,700	411,100			
64	250,000	289,200	333,600	372,900	389,200	411,400			
65	250,300	289,700	334,400	373,200	389,600	411,600			
66	250,600	290,300	334,800	373,900	390,200	411,900			
67	250,900	290,800	335,400	374,600	390,800	412,200			
68	251,200	291,400	336,100	375,200	391,300	412,500			
69	251,500	291,900	336,900	375,500	391,700	412,700			
70	251,800	292,400	337,600	376,000	392,200	413,000			
71	252,100	293,000	338,300	376,600	392,700	413,300			
72	252,400	293,600	338,900	377,200	393,300	413,500			
73	252,700	294,100	339,400	377,500	393,600	413,700			
74	253,000	294,600	340,000	378,100	394,000	414,000			
75	253,300	295,000	340,500	378,800	394,400	414,300			
76	253,600	295,300	341,100	379,400	394,800	414,500			
77	253,900	295,500	341,400	379,800	395,100	414,700			
78	254,200	295,800	341,900	380,300	395,400	415,000			
79	254,500	296,000	342,300	380,900	395,700	415,300			
80	254,800	296,300	342,700	381,400	395,900	415,500			

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

415,700
 416,000
 416,300
 416,500
 416,700

396,100
 396,400
 396,700
 397,000
 397,200
 397,500
 397,800
 398,000
 398,200
 398,500
 398,800
 399,000
 399,200

381,900
 382,500
 383,000
 383,300
 383,700
 384,200
 384,600
 385,000
 385,400
 385,900
 386,300
 386,700
 387,000

343,100
 343,600
 344,100
 344,600
 344,900
 345,300
 345,700
 346,100
 346,400
 346,800
 346,800
 347,200
 347,600
 347,800
 348,200
 348,600
 349,000
 349,200
 349,600
 350,000
 350,300
 350,600
 351,000
 351,400
 351,800
 352,300
 352,700
 353,100
 353,500
 354,000
 354,400
 354,700
 355,100
 355,600

296,500
 296,700
 297,000
 297,200
 297,500
 297,800
 298,100
 298,400
 298,700
 299,000
 299,300
 299,700
 299,900
 300,100
 300,400
 300,800
 301,000
 301,300
 301,700
 302,100
 302,300
 302,600
 302,900
 303,200
 303,400
 303,700
 304,000
 304,300
 304,500
 304,900
 305,300
 305,600
 305,800
 306,000
 306,300
 306,700
 306,900
 307,100
 307,400
 307,700
 308,100
 308,300
 308,600
 308,900

255,100
 255,400
 255,700
 256,000
 256,300
 256,600
 256,900
 257,200
 257,500
 257,800
 258,100
 258,400
 258,700

81
 82
 83
 84
 85
 86
 87
 88
 89
 90
 91
 92
 93
 94
 95
 96
 97
 98
 99
 100
 101
 102
 103
 104
 105
 106
 107
 108
 109
 110
 111
 112
 113
 114
 115
 116
 117
 118
 119
 120
 121
 122
 123
 124

125	定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額	円	192,500	309,200	基 準 給料月額	円	220,000	基 準 給料月額	円	260,600	基 準 給料月額	円	280,400	基 準 給料月額	円	295,600	基 準 給料月額	円	321,400	基 準 給料月額	円	363,600	基 準 給料月額	円	397,200	基 準 給料月額	円	449,100
		基 準 給料月額	円	192,500		基 準 給料月額	円	220,000	基 準 給料月額	円	260,600	基 準 給料月額	円	280,400	基 準 給料月額	円	295,600	基 準 給料月額	円	321,400	基 準 給料月額	円	363,600	基 準 給料月額	円	397,200	基 準 給料月額	円	449,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第25条、第25条の2及び附則第18項に規定する職員を除く。

別表第 2 (第 3 条関係) 公安職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
号	給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	円	212,100	233,200	256,100	291,100	320,800	343,200	365,700	394,400	431,500
2		214,500	235,400	258,100	292,400	322,500	344,900	367,400	396,200	433,300
3		216,900	237,600	260,300	293,700	324,200	346,500	369,100	398,000	435,200
4		219,300	239,800	262,500	294,900	325,900	348,100	370,800	399,700	437,100
5		221,700	242,000	264,600	296,100	327,400	349,700	372,500	401,300	438,600
6		224,100	244,000	265,900	297,100	328,800	350,800	374,100	402,800	440,200
7		226,500	246,000	267,200	298,100	330,100	351,900	375,700	404,300	441,800
8		228,700	247,800	268,500	299,000	331,400	353,000	377,300	405,800	443,200
9		231,000	249,600	269,800	299,600	332,700	354,100	378,800	407,200	444,600
10		233,100	251,300	271,100	300,300	334,200	355,900	380,400	408,800	446,300
11		235,200	253,000	272,500	301,000	335,700	357,600	382,000	410,400	447,900
12		237,200	254,400	273,800	301,700	337,200	359,200	383,500	411,900	449,300
13		239,200	255,800	275,100	302,400	338,700	360,800	385,000	413,400	450,200
14		241,200	257,600	276,300	303,100	340,100	362,500	386,700	415,500	451,800
15		243,200	259,000	277,400	303,800	341,400	364,100	388,400	417,500	453,600
16		244,800	260,500	278,900	304,400	342,700	365,700	390,100	419,600	455,400
17		246,400	262,000	280,200	305,100	344,000	367,300	391,600	421,300	456,900
18		247,900	263,200	281,500	305,900	345,600	368,900	393,200	422,900	458,700
19		249,400	264,400	282,800	306,600	347,200	370,500	394,800	424,500	460,500
20		250,900	265,500	284,000	307,400	348,800	372,100	396,400	426,000	462,200
21		252,400	266,800	285,200	308,100	350,300	373,700	398,100	427,500	463,800
22		254,000	268,000	285,800	308,900	351,900	375,300	399,700	429,100	465,500
23		255,500	269,300	286,400	309,900	353,500	376,900	401,300	430,500	467,100
24		257,000	270,600	287,000	310,800	355,100	378,500	402,900	431,900	468,900
25		258,500	272,100	287,500	311,700	356,600	380,100	404,400	433,000	470,400
26		259,700	273,500	288,100	313,000	358,200	381,700	406,400	434,400	471,800
27		260,900	274,800	288,700	314,400	359,800	383,300	408,400	435,900	473,300
28		262,100	276,100	289,200	315,700	361,300	384,900	410,400	437,400	474,600
29		263,300	277,100	289,700	317,000	362,800	386,500	411,900	438,800	475,800
30		264,600	278,400	290,300	318,500	364,400	388,100	413,600	440,500	476,500
31		265,900	279,700	290,800	319,800	366,000	389,800	415,200	442,100	477,200
32		267,200	280,900	291,300	320,900	367,600	391,500	416,900	443,700	477,800
33		268,500	282,100	291,800	321,900	369,000	393,200	418,500	445,100	478,300
34		270,000	282,700	292,400	323,100	370,700	395,200	420,000	446,800	479,000
35		271,300	283,300	292,900	324,300	372,400	397,200	421,500	448,500	479,600
36		272,800	283,900	293,400	325,400	374,000	399,100	422,900	450,100	480,200

37	273,800	284,400	293,900	326,500	375,600	400,800	424,100	451,500	480,600
38	275,100	285,000	294,500	327,700	377,200	402,200	425,600	452,200	481,200
39	276,400	285,600	295,100	328,900	378,800	403,400	427,100	452,900	481,700
40	277,600	286,200	295,700	330,000	380,500	404,700	428,500	453,600	482,200
41	278,800	286,700	296,400	331,100	382,200	405,700	430,000	454,000	482,700
42	279,400	287,300	297,100	332,300	384,200	406,800	431,300	454,500	483,100
43	280,000	287,900	297,800	333,500	386,200	407,800	432,500	455,100	483,500
44	280,600	288,400	298,500	334,700	388,200	408,800	433,700	455,700	483,900
45	281,000	288,900	299,100	335,900	389,900	409,900	434,700	456,300	484,200
46	281,600	289,400	300,000	337,100	391,600	411,100	435,400	457,000	
47	282,100	289,900	300,800	338,300	393,100	412,200	436,200	457,500	
48	282,600	290,400	301,600	339,500	394,600	413,300	436,900	458,000	
49	283,100	291,000	302,400	340,700	395,800	414,500	437,400	458,500	
50	283,700	291,500	303,500	342,000	396,900	415,300	437,800	458,800	
51	284,200	292,100	304,600	343,200	397,900	416,100	438,200	459,100	
52	284,700	292,700	305,600	344,400	398,900	416,700	438,600	459,500	
53	285,200	293,300	306,600	345,600	400,000	417,200	438,900	459,900	
54	285,800	294,000	307,700	347,000	401,100	417,900	439,200	460,100	
55	286,300	294,700	308,700	348,300	402,200	418,600	439,500	460,400	
56	286,800	295,400	309,800	349,600	403,300	419,200	439,800	460,600	
57	287,300	296,000	310,800	350,500	404,600	419,900	440,000	461,000	
58	287,800	296,900	311,900	351,800	405,400	420,300	440,300	461,200	
59	288,300	297,700	313,000	353,000	406,200	420,900	440,600	461,400	
60	288,800	298,500	314,200	354,200	406,800	421,500	440,900	461,600	
61	289,300	299,300	315,200	355,500	407,300	421,900	441,200	462,000	
62	289,800	300,200	316,300	356,900	408,000	422,300	441,500		
63	290,300	301,100	317,400	358,300	408,700	422,800	441,800		
64	290,800	302,000	318,500	359,700	409,400	423,300	442,100		
65	291,300	302,800	319,500	361,000	409,700	423,800	442,300		
66	291,800	303,700	320,600	362,500	410,400	424,400	442,600		
67	292,300	304,500	321,700	364,000	411,100	424,800	442,900		
68	292,800	305,300	322,800	365,400	411,600	425,200	443,200		
69	293,300	306,200	323,800	366,600	412,000	425,600	443,400		
70	293,800	307,100	325,000	368,000	412,400	425,900	443,700		
71	294,300	308,000	326,200	369,300	412,900	426,200	444,000		
72	294,800	308,900	327,400	370,700	413,400	426,500	444,200		
73	295,300	309,700	328,100	371,800	413,900	426,800	444,400		
74	295,900	310,600	329,400	373,000	414,300	427,100	444,700		
75	296,500	311,500	330,700	374,200	414,800	427,400	445,000		
76	297,000	312,300	332,000	375,400	415,300	427,600	445,300		
77	297,500	313,000	333,300	376,700	415,800	427,800	445,500		
78	298,100	314,000	334,700	377,900	416,300	428,100	445,800		
79	298,700	314,900	336,100	379,100	416,900	428,400	446,100		
80	299,300	315,900	337,500	380,200	417,400	428,600	446,400		

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

81	299,900	316,800	338,800	381,300	417,800	428,800	446,600
82	300,600	317,900	340,400	382,500	418,400	429,100	446,900
83	301,300	318,900	341,900	383,600	418,900	429,400	447,200
84	301,900	319,900	343,400	384,800	419,100	429,600	447,500
85	302,500	320,800	344,800	385,900	419,400	429,800	447,700
86	303,200	321,800	346,300	386,500	419,900	430,100	
87	303,900	322,800	347,800	387,000	420,200	430,400	
88	304,600	323,800	349,200	387,500	420,500	430,600	
89	305,300	324,800	350,500	388,100	420,800	430,800	
90	306,100	326,100	351,700	388,700	421,200	431,100	
91	306,900	327,300	352,900	389,300	421,600	431,400	
92	307,600	328,500	354,200	389,900	422,000	431,600	
93	308,100	329,700	355,600	390,200	422,300	431,800	
94	309,000	331,000	357,100	390,700			
95	309,900	332,200	358,600	391,200			
96	310,700	333,400	360,000	391,700			
97	311,500	334,600	361,300	392,100			
98	312,500	335,900	362,500	392,500			
99	313,500	337,100	363,600	393,000			
100	314,400	338,300	364,800	393,500			
101	315,300	339,700	365,900	393,900			
102	316,300	340,600	367,000	394,400			
103	317,300	341,600	368,100	394,900			
104	318,200	342,700	369,200	395,400			
105	319,000	343,800	370,400	395,700			
106	319,600	344,900	370,900	396,100			
107	320,200	345,900	371,500	396,600			
108	320,800	346,900	372,100	397,000			
109	321,300	348,100	372,700	397,300			
110	321,800	349,100	373,200	397,800			
111	322,200	350,100	373,600	398,300			
112	322,700	351,000	374,100	398,800			
113	323,500	351,900	374,500	399,100			
114	324,200	352,800	374,900	399,600			
115	324,900	353,800	375,400	400,100			
116	325,500	354,800	375,900	400,600			
117	326,100	355,900	376,300	400,900			
118	326,800	356,300	376,800	401,400			
119	327,500	356,900	377,400	401,900			
120	328,300	357,500	377,900	402,400			
121	328,900	357,800	378,100	402,800			
122	329,200	358,200	378,600	403,300			
123	329,700	358,600	379,100	403,700			
124	330,200	359,000	379,500	404,200			

別表第3(第3条関係) 教育職給料表

イ 教育職給料表(一)

職員の区分	職務の級号	給料月額				
		1級	2級	3級	4級	5級
	1	200,400	246,900	298,900	355,500	424,900
	2	202,700	248,400	300,700	356,900	426,700
	3	205,000	249,800	302,500	358,300	428,500
	4	207,200	251,200	304,300	359,700	430,100
	5	209,400	252,600	306,100	361,100	431,600
	6	211,700	253,800	307,900	362,400	433,100
	7	213,900	255,000	309,700	363,700	434,900
	8	216,100	256,200	311,400	365,000	436,700
	9	218,300	257,600	313,100	366,200	438,400
	10	220,500	258,800	315,000	367,700	440,300
	11	222,700	260,100	316,800	369,200	442,200
	12	224,900	261,400	318,600	370,600	444,000
	13	227,100	262,700	320,500	371,900	445,700
	14	229,200	264,000	322,300	373,400	447,600
	15	231,400	266,400	324,100	374,900	449,400
	16	233,500	268,200	325,800	376,300	451,300
	17	235,600	269,900	327,400	377,700	453,000
	18	237,400	272,200	329,300	379,200	454,800
	19	239,100	274,400	331,200	380,600	456,600
	20	240,800	276,600	333,100	382,000	458,400
	21	242,500	278,800	334,900	383,400	460,000
	22	243,800	281,000	336,900	384,900	461,700
	23	245,100	283,200	338,700	386,400	463,600
	24	246,400	285,300	340,500	387,800	465,300
	25	247,600	287,300	342,200	389,100	467,000
	26	248,800	289,200	343,900	390,600	468,600
	27	250,000	291,100	345,500	392,100	470,100
	28	251,200	292,900	347,100	393,600	471,600
	29	252,300	294,700	348,700	395,000	473,100
	30	253,500	296,600	350,000	396,500	474,400
	31	254,700	298,400	351,200	398,100	475,700
	32	255,900	300,100	352,400	399,600	477,000
	33	257,000	301,800	353,700	401,000	478,200
	34	258,300	303,600	355,400	402,600	478,900
	35	259,600	305,300	357,000	404,200	479,600
	36	260,900	306,900	358,500	405,700	480,400
	37	262,300	308,500	360,000	406,900	481,000
	38	263,700	310,200	361,600	408,300	

39	265,000	312,000	363,200	409,700
40	266,300	313,800	364,700	411,000
41	267,600	315,100	366,200	412,600
42	268,600	317,000	367,800	414,000
43	269,600	318,800	369,400	415,300
44	270,500	320,500	370,900	416,700
45	271,200	322,200	372,400	418,100
46	272,100	324,100	374,000	419,400
47	272,900	325,800	375,600	420,900
48	273,700	327,500	377,100	422,400
49	274,500	329,200	378,600	424,000
50	275,300	331,000	380,100	425,400
51	276,000	332,800	381,600	427,000
52	276,800	334,500	383,000	428,500
53	277,600	336,200	384,400	430,200
54	278,400	337,500	385,900	431,700
55	279,200	338,800	387,300	433,300
56	280,000	340,100	388,700	434,900
57	280,700	341,600	390,200	436,400
58	281,300	343,200	391,800	437,900
59	282,100	344,700	393,400	439,200
60	283,000	346,300	394,800	440,400
61	283,800	347,800	396,000	441,600
62	284,400	349,400	397,500	442,900
63	285,200	351,000	398,900	444,100
64	285,900	352,500	400,200	445,300
65	286,900	354,000	401,400	446,400
66	287,700	355,700	402,600	447,600
67	288,500	357,300	403,900	448,800
68	289,200	358,800	405,200	450,000
69	289,900	360,300	406,500	451,200
70	290,700	361,900	407,800	452,400
71	291,500	363,500	409,200	453,600
72	292,200	365,000	410,400	454,800
73	292,900	366,500	411,600	455,900
74	293,600	368,100	413,000	456,500
75	294,300	369,700	414,400	457,000
76	294,900	371,200	415,700	457,500
77	295,500	372,700	416,900	458,000
78	296,200	374,100	418,100	
79	296,900	375,500	419,400	
80	297,500	376,800	420,800	
81	298,100	378,100	422,100	
82	298,800	379,500	423,300	
83	299,500	380,900	424,300	

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

84	300,200	382,200	425,500
85	300,900	383,300	426,700
86	301,700	384,700	427,800
87	302,400	386,000	429,000
88	303,100	387,300	430,000
89	303,800	388,500	431,100
90	304,700	389,800	432,100
91	305,500	390,900	433,100
92	306,300	392,100	434,100
93	306,800	393,300	435,000
94	307,600	394,400	435,800
95	308,400	395,600	436,600
96	309,200	396,900	437,400
97	309,900	398,300	438,100
98	310,700	399,300	438,600
99	311,500	400,300	439,000
100	312,200	401,300	439,400
101	313,000	402,200	439,800
102	314,000	403,200	440,100
103	314,900	404,300	440,400
104	315,700	405,400	440,600
105	316,300	406,100	440,900
106	317,100	407,000	441,200
107	317,900	407,900	441,500
108	318,700	408,800	441,700
109	319,400	409,600	441,900
110	319,800	410,400	442,200
111	320,200	411,200	442,500
112	320,700	412,000	442,700
113	321,200	412,600	442,900
114	321,600	413,300	443,200
115	322,100	414,000	443,500
116	322,500	414,700	443,700
117	323,000	415,300	443,900
118	323,500	415,800	
119	323,900	416,200	
120	324,400	416,500	
121	324,900	416,800	
122	325,300	417,100	
123	325,800	417,400	
124	326,300	417,600	
125	326,900	417,800	
126	327,200	418,100	
127	327,500	418,400	
128	327,800	418,600	

129	328,000	418,800			
130	328,300	419,100			
131	328,600	419,400			
132	328,800	419,600			
133	329,000	419,800			
134	329,200	420,100			
135	329,400	420,400			
136	329,700	420,600			
137	330,000	420,800			
138	330,200	421,100			
139	330,500	421,400			
140	330,800	421,600			
141	331,000	421,800			
142	331,200	422,100			
143	331,500	422,400			
144	331,700	422,600			
145	332,000	422,800			
146	332,200				
147	332,500				
148	332,800				
149	333,000				
150	333,200				
151	333,500				
152	333,800				
153	334,000				
	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	円	円	円	円	円
	239,100	279,800	308,900	337,400	422,900

備考 1 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が 4 級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に 7,700 円をそれぞれ加算した額とする。

ロ 教育職給料表(二)

職員 の区 分	職 務 の 級 号	給料月額				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	1	200,400	221,200	298,900	324,700	414,600
	2	202,700	223,600	300,700	326,800	416,100
	3	205,000	226,000	302,500	328,900	417,600
	4	207,200	228,400	304,300	331,000	419,000
	5	209,400	230,900	306,100	333,000	420,300
	6	211,700	233,300	307,900	335,100	421,700
	7	213,900	235,700	309,700	337,200	423,100
	8	216,100	238,100	311,400	339,300	424,500
	9	218,300	240,500	313,100	341,300	425,900
	10	220,500	242,100	315,000	343,400	427,300
	11	222,700	243,700	316,800	345,500	428,700
	12	224,900	245,300	318,600	347,500	430,000
	13	227,100	246,900	320,500	349,500	431,300
	14	229,200	248,400	322,300	351,000	432,700
	15	231,400	249,800	324,100	352,500	434,100
	16	233,500	251,200	325,800	354,000	435,500
	17	235,600	252,600	327,400	355,500	436,700
	18	237,400	253,800	329,300	356,900	438,000
	19	239,100	255,000	331,200	358,300	439,300
	20	240,800	256,200	333,100	359,700	440,600
	21	242,500	257,600	334,900	361,100	441,700
	22	243,800	258,800	336,900	362,400	442,800
	23	245,100	260,100	338,700	363,700	444,000
	24	246,400	261,400	340,500	365,000	445,200
	25	247,600	262,700	342,200	366,200	446,500
	26	248,700	264,000	343,900	367,500	447,700
	27	249,800	266,400	345,500	368,700	448,700
	28	250,900	268,200	347,100	369,900	449,800
	29	252,100	269,900	348,700	371,100	451,000
	30	253,400	272,200	350,000	372,300	451,800
	31	254,600	274,400	351,200	373,500	452,600
	32	255,800	276,600	352,400	374,600	453,500
	33	256,900	278,800	353,700	375,700	454,400
	34	258,100	281,000	355,200	376,900	454,900
	35	259,300	283,200	356,600	378,100	455,400
	36	260,500	285,300	357,900	379,200	455,900
	37	261,700	287,300	359,200	380,300	456,400
	38	262,900	289,200	360,600	381,500	
	39	264,100	291,100	362,000	382,700	
	40	265,300	292,900	363,300	383,800	

41	266,500	294,700	364,600	384,900
42	267,600	296,600	366,000	386,100
43	268,700	298,400	367,300	387,300
44	269,800	300,100	368,600	388,400
45	270,800	301,800	369,900	389,500
46	271,700	303,600	371,100	390,700
47	272,500	305,300	372,300	391,900
48	273,300	306,900	373,500	393,100
49	274,000	308,500	374,700	394,300
50	274,800	310,200	375,900	395,600
51	275,500	312,000	377,100	396,900
52	276,200	313,800	378,300	398,100
53	277,000	315,100	379,400	399,300
54	277,800	317,000	380,600	400,600
55	278,600	318,800	381,800	401,600
56	279,300	320,500	383,000	402,700
57	280,000	322,200	384,100	403,900
58	280,800	324,100	385,400	405,100
59	281,600	325,800	386,700	406,300
60	282,300	327,500	387,900	407,500
61	282,900	329,200	388,800	408,600
62	283,600	331,000	390,000	409,600
63	284,300	332,800	391,000	410,900
64	284,900	334,500	392,100	412,100
65	285,600	336,200	392,900	413,300
66	286,300	337,500	394,000	414,400
67	287,000	338,800	395,000	415,500
68	287,700	340,100	396,000	416,600
69	288,400	341,600	397,200	417,600
70	289,200	343,100	398,200	418,800
71	289,900	344,600	399,300	420,000
72	290,600	346,100	400,400	421,200
73	291,100	347,500	401,400	421,800
74	291,800	349,000	402,500	422,600
75	292,500	350,500	403,600	423,300
76	293,100	352,000	404,600	423,800
77	293,700	353,400	405,500	424,100
78	294,400	354,900	406,400	424,400
79	295,000	356,500	407,400	424,800
80	295,600	358,000	408,400	425,200
81	296,200	359,400	409,200	425,500
82	296,800	360,700	410,000	425,900
83	297,400	362,000	410,700	426,200
84	298,000	363,200	411,500	426,500
85	298,500	364,400	412,200	426,800

定年
前再
任時
短勤
間勤
勤務
職員
以外
の職
員

別表第4 (第3条関係) 研究職給料表

職員の区分	職務の級号	給料月額				
		1級	2級	3級	4級	5級
	1	184,300	234,500	312,300	356,300	400,900
	2	185,400	238,800	314,300	357,700	403,500
	3	186,600	241,500	316,200	359,100	406,100
	4	187,700	244,200	318,100	360,400	408,600
	5	188,900	246,800	319,900	361,600	410,700
	6	191,000	248,400	321,700	362,800	413,100
	7	193,100	249,900	323,500	364,000	415,500
	8	195,200	251,400	325,200	365,100	417,800
	9	197,300	252,900	326,900	366,200	420,100
	10	199,300	255,000	328,900	367,600	422,500
	11	201,300	257,100	330,900	368,900	424,900
	12	203,300	259,100	332,900	370,200	427,200
	13	205,300	261,100	334,700	371,500	429,500
	14	207,200	263,400	336,700	372,900	432,200
	15	209,100	265,700	338,600	374,300	434,900
	16	210,900	267,900	340,500	375,600	437,600
	17	212,600	270,100	342,300	376,900	440,200
	18	214,400	272,600	343,900	378,300	442,700
	19	216,200	275,000	345,500	379,700	445,200
	20	218,000	277,400	347,100	381,100	447,600
	21	219,800	279,700	348,700	382,500	450,000
	22	221,600	281,800	349,700	383,900	452,600
	23	223,300	283,900	350,700	385,300	455,200
	24	225,000	285,900	351,700	386,700	457,500
	25	226,700	287,900	352,800	388,100	459,700
	26	228,800	289,800	354,100	389,600	462,000
	27	230,800	291,700	355,400	391,000	464,500
	28	232,700	293,600	356,600	392,400	466,900
	29	234,600	295,500	357,800	393,800	469,400
	30	235,700	297,000	358,900	395,300	471,900
	31	236,800	298,500	360,000	396,900	474,400
	32	237,900	300,000	361,100	398,400	476,800
	33	239,300	301,500	362,200	399,900	479,100
	34	240,800	303,000	363,200	401,500	481,600
	35	242,300	304,500	364,200	403,100	484,000
	36	243,800	305,900	365,200	404,800	486,500
	37	245,300	307,300	366,100	406,000	488,900
	38	246,900	308,200	367,000	407,400	491,400
	39	248,500	309,100	367,800	408,800	493,800

40	250,100	310,000	368,600	410,100	496,300
41	251,700	310,800	369,300	411,400	498,600
42	253,200	311,300	370,100	412,700	500,800
43	254,700	311,800	370,900	414,200	503,000
44	256,200	312,300	371,700	415,700	505,200
45	257,700	312,800	372,500	416,900	506,800
46	259,000	313,400	373,300	418,100	508,300
47	260,200	313,900	374,100	419,700	509,900
48	261,400	314,400	374,900	421,200	511,400
49	262,600	314,800	375,700	422,500	513,100
50	263,700	315,300	376,000	423,900	514,500
51	264,800	315,800	378,300	425,300	515,900
52	265,900	316,300	379,500	426,700	517,400
53	267,000	316,700	380,200	428,100	518,500
54	268,100	317,200	381,200	429,500	519,700
55	269,100	317,600	382,000	430,900	520,900
56	270,100	318,000	382,700	432,300	522,200
57	271,100	318,400	383,400	433,400	523,100
58	271,900	318,800	384,100	434,700	524,100
59	272,500	319,200	384,800	436,100	525,100
60	273,100	319,600	385,500	437,400	526,100
61	273,700	320,000	386,100	438,200	527,200
62	274,300	320,600	386,800	439,100	528,100
63	274,900	321,200	387,600	440,000	528,800
64	275,500	321,800	388,400	440,900	529,500
65	276,100	322,300	389,000	441,700	530,300
66	276,700	322,900	389,800	442,500	531,100
67	277,300	323,500	390,500	443,100	531,900
68	277,900	324,100	391,200	443,900	532,700
69	278,500	324,600	391,800	444,300	533,400
70	279,200	325,200	392,500	444,900	534,200
71	279,900	325,800	393,200	445,400	535,000
72	280,600	326,400	393,900	445,900	535,800
73	281,200	326,900	394,600	446,400	536,500
74	281,900	327,600	395,200		
75	282,600	328,300	395,800		
76	283,300	329,000	396,500		
77	283,900	329,700	397,300		
78	284,600	330,400	397,800		
79	285,300	331,100	398,400		
80	285,900	331,800	399,000		
81	286,500	332,500	399,500		
82	287,200	333,300	400,100		
83	287,900	334,000	400,700		
84	288,500	334,600	401,200		

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

別表第 5 (第 3 条関係) 医療職給料表

職員 の区 分	職務 の級	イ 医療職給料表 (一)			
		1 級	2 級	3 級	4 級
号	給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	給	292,100	370,900	427,700	485,600
2		294,400	373,500	429,700	487,400
3		296,700	376,000	431,700	489,200
4		298,900	378,500	433,600	491,000
5		301,000	381,000	435,500	492,800
6		304,500	383,700	437,100	494,500
7		308,000	386,400	438,800	496,200
8		311,400	389,000	440,400	497,900
9		314,900	391,100	442,000	499,600
10		318,400	393,600	443,800	501,700
11		321,800	396,100	445,600	503,800
12		325,200	398,700	447,400	505,900
13		328,600	401,300	449,200	507,900
14		332,100	404,000	451,000	509,800
15		335,500	406,600	452,800	511,900
16		338,900	409,100	454,600	513,900
17		342,300	411,500	456,200	515,800
18		345,400	413,700	458,200	517,800
19		348,500	415,800	460,100	519,800
20		351,600	417,900	462,000	521,600
21		354,800	420,000	463,400	523,500
22		358,000	421,500	465,200	525,300
23		361,100	423,000	467,000	527,100
24		364,100	424,500	468,800	528,900
25		367,100	425,900	470,600	530,500
26		369,400	427,400	472,400	532,300
27		371,700	428,900	474,200	534,100
28		373,900	430,300	476,000	535,900
29		375,800	431,700	477,800	537,500
30		377,500	433,200	479,600	539,300
31		379,200	434,700	481,500	541,100
32		381,000	436,100	483,300	542,800
33		382,800	437,500	485,100	544,400
34		384,600	439,100	487,000	546,200
35		386,200	440,600	488,900	547,900
36		387,600	442,000	490,800	549,600
37		389,000	443,400	492,700	551,100
38		390,500	444,800	494,400	552,700

85	289,100	335,100	401,700	335,100	335,100
86	289,800	335,600	402,200	335,600	335,600
87	290,500	336,000	402,700	336,000	336,000
88	291,100	336,400	403,400	336,400	336,400
89	291,700	336,700	403,800	336,700	336,700
90	292,400	337,200		337,200	337,200
91	293,100	337,600		337,600	337,600
92	293,700	338,000		338,000	338,000
93	294,300	338,300		338,300	338,300
94	295,000	338,700		338,700	338,700
95	295,600	339,100		339,100	339,100
96	296,200	339,500		339,500	339,500
97	296,500	340,000		340,000	340,000
98	297,100	340,500		340,500	340,500
99	297,700	341,000		341,000	341,000
100	298,200	341,500		341,500	341,500
101	298,700	342,000		342,000	342,000
102	299,100	342,500		342,500	342,500
103	299,500	343,000		343,000	343,000
104	299,900	343,500		343,500	343,500
105	300,300	343,900		343,900	343,900
106	300,800	344,300		344,300	344,300
107	301,300	344,800		344,800	344,800
108	301,600	345,200		345,200	345,200
109	301,800	345,700		345,700	345,700
110	302,200	346,100		346,100	346,100
111	302,500	346,500		346,500	346,500
112	302,700	346,900		346,900	346,900
113	303,000	347,400		347,400	347,400
114	303,300	347,800		347,800	347,800
115	303,600	348,200		348,200	348,200
116	303,900	348,600		348,600	348,600
117	304,200	349,100		349,100	349,100
118	304,500	349,500		349,500	349,500
119	304,700	349,900		349,900	349,900
120	305,000	350,300		350,300	350,300
121	305,300	350,700		350,700	350,700
定年前任用期間勤務員	222,300	264,200	289,300	332,200	391,500

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

39	392,000	446,200	496,200	554,100
40	393,500	447,600	498,000	555,700
41	395,000	449,000	499,600	557,200
42	395,700	450,400	501,400	558,600
43	396,300	451,800	503,200	560,000
44	397,100	453,200	504,800	561,300
45	398,000	454,600	506,200	562,500
46	398,600	456,000	507,900	563,500
47	399,200	457,400	509,700	564,600
48	399,800	458,800	511,400	565,600
49	400,400	460,200	512,900	566,600
50	400,900	461,900	514,200	567,500
51	401,400	463,500	515,500	568,400
52	401,900	465,100	516,800	569,300
53	402,400	466,700	517,800	570,100
54	402,800	469,900	519,100	571,000
55	403,200	469,100	520,400	571,900
56	403,600	470,200	521,700	572,800
57	404,000	471,200	522,800	573,700
58	404,400	472,200	523,600	574,600
59	404,800	473,100	524,400	575,500
60	405,200	473,900	525,200	576,200
61	405,600	474,600	526,100	577,100
62	406,000	475,300	526,900	578,000
63	406,400	476,000	527,700	578,900
64	406,800	476,600	528,400	579,800
65	407,100	477,300	529,200	580,700
66	407,500	478,000	530,000	
67	407,900	478,600	530,700	
68	408,300	479,200	531,600	
69	408,700	479,800	532,500	
70	409,100	480,400	533,300	
71	409,500	481,000	534,200	
72	409,900	481,600	535,100	
73	410,300	482,200	535,900	
74	410,700	482,800	536,800	
75	411,100	483,400	537,700	
76	411,500	484,000	538,600	
77	411,900	484,600	539,500	
78	412,300	485,200	540,400	
79	412,700	485,800	541,300	
80	413,100	486,400	542,200	
81	413,500	487,000	543,100	
82	413,900	487,600	544,000	
83				

定年前任用
短時間勤務
職員以外の
職員

84	488,100	545,400	
85	488,500	546,200	
86	489,000	547,100	
87	489,400	548,000	
88	489,900	548,900	
89	490,400	549,700	
90	491,000		
91	491,600		
92	492,000		
93	492,500		
94	493,100		
95	493,700		
96	494,200		
97	494,700		
定年前任用 短時間勤務 職員	302,400	400,500	474,400

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表 (二)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号	給	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
1	1	189,100	227,900	259,100	279,300	304,200	341,900	380,400
2	2	191,200	229,200	260,300	280,100	305,700	343,600	382,700
3	3	193,300	230,600	261,400	280,900	307,200	345,300	385,000
4	4	195,400	231,900	262,500	281,700	308,700	346,900	387,300
5	5	197,400	233,100	263,600	282,500	310,200	348,500	389,600
6	6	199,400	234,200	264,400	283,300	311,600	350,200	392,200
7	7	201,400	235,200	265,200	284,100	313,000	351,800	394,800
8	8	203,200	236,200	266,000	284,800	314,500	353,400	397,500
9	9	205,000	237,300	266,800	285,500	315,800	355,100	399,600
10	10	206,900	238,500	267,600	286,200	317,200	356,800	401,800
11	11	208,800	239,800	268,400	286,900	318,600	358,500	404,000
12	12	210,900	241,100	269,200	287,700	320,000	360,100	406,200
13	13	212,600	242,400	270,000	288,500	321,400	361,600	408,200
14	14	214,600	243,700	270,800	289,300	323,000	363,300	410,200
15	15	216,800	245,000	271,700	290,100	324,500	364,900	412,200
16	16	218,900	246,200	272,500	290,800	326,000	366,500	414,200
17	17	221,000	247,400	273,300	291,500	327,500	368,100	416,000
18	18	222,100	248,600	274,100	292,600	329,100	369,700	417,900
19	19	223,200	249,800	274,900	293,700	330,600	371,300	419,800
20	20	224,300	251,000	275,700	294,900	332,100	372,900	421,600
21	21	225,400	252,100	276,500	296,100	333,600	374,500	423,400
22	22	226,300	253,000	277,300	297,300	335,200	376,500	425,000
23	23	227,200	253,800	278,100	298,500	336,700	378,500	426,600
24	24	228,100	254,600	278,900	299,700	338,200	380,500	428,100
25	25	229,000	255,400	279,700	300,900	339,700	381,900	429,600
26	26	230,000	256,200	280,600	302,100	341,300	383,600	430,900
27	27	230,900	257,000	281,500	303,300	342,900	385,300	432,200
28	28	231,800	257,800	282,300	304,500	344,400	387,000	433,500
29	29	232,700	258,600	283,100	305,700	345,700	388,700	434,800
30	30	233,600	259,400	284,000	306,900	347,200	390,200	436,000
31	31	234,500	260,200	284,900	308,000	348,700	391,700	437,200
32	32	235,400	261,000	285,700	309,200	350,200	393,200	438,300
33	33	236,200	261,800	286,500	310,500	351,700	394,500	439,600
34	34	237,000	262,600	287,600	311,700	353,200	395,800	440,700
35	35	237,800	263,300	288,600	312,900	354,700	397,200	441,900
36	36	238,600	264,100	289,600	314,200	356,200	398,300	443,100
37	37	239,400	265,000	290,600	315,400	357,600	399,400	444,200
38	38	240,200	265,800	291,700	316,500	359,200	400,500	445,000
39	39	241,000	266,600	292,700	317,700	360,700	401,600	445,400

40	241,800	267,400	293,700	318,900	362,200	402,700	446,100
41	242,400	268,200	294,700	320,100	363,400	403,500	446,600
42	243,000	269,000	295,700	321,400	364,500	404,300	447,000
43	243,600	269,800	296,700	322,700	365,700	405,100	447,400
44	244,100	270,600	297,700	323,900	366,800	405,900	447,800
45	244,600	271,300	298,700	324,800	367,800	406,300	448,200
46	245,200	272,200	299,900	326,000	368,600	406,900	448,600
47	245,700	273,000	301,000	327,200	369,600	407,400	449,000
48	246,100	273,800	302,100	328,400	370,700	407,800	449,300
49	246,500	274,500	303,200	329,500	371,700	408,200	449,600
50	247,000	275,300	304,300	330,500	372,700	408,400	450,000
51	247,500	276,000	305,400	331,500	373,700	408,700	450,300
52	248,000	276,700	306,500	332,400	374,600	409,000	450,600
53	248,300	277,400	307,600	333,300	375,400	409,300	450,900
54	248,600	278,100	308,700	334,300	376,200	409,600	
55	248,900	278,800	309,800	335,300	377,100	409,900	
56	249,200	279,500	310,900	336,200	377,900	410,200	
57	249,500	280,200	311,900	336,700	378,400	410,400	
58	249,800	280,900	312,900	337,600	379,200	410,700	
59	250,100	281,600	314,000	338,300	380,000	411,000	
60	250,400	282,200	315,000	339,200	380,800	411,300	
61	250,700	282,800	316,000	339,900	381,200	411,500	
62	251,000	283,500	317,000	340,200	381,900	411,800	
63	251,300	284,200	318,000	340,700	382,600	412,100	
64	251,600	284,800	318,900	341,300	383,200	412,400	
65	251,900	285,400	319,800	341,900	383,600	412,600	
66	252,200	286,100	320,600	342,600	384,100		
67	252,500	286,800	321,300	343,300	384,700		
68	252,800	287,400	322,000	343,900	385,300		
69	253,100	288,000	322,600	344,600	385,700		
70	253,400	288,700	323,300	345,100	386,200		
71	253,700	289,400	323,900	345,700	386,700		
72	253,900	290,000	324,500	346,300	387,200		
73	254,100	290,600	325,100	346,600	387,800		
74	254,400	291,100	325,300	347,200	388,300		
75	254,700	291,500	325,800	347,700	388,900		
76	254,900	291,900	326,300	348,200	389,500		
77	255,100	292,300	326,900	348,700	390,000		
78	255,400	292,600	327,400	349,200	390,500		
79	255,700	292,900	327,900	349,700	391,000		
80	255,900	293,200	328,300	350,100	391,500		
81	256,100	293,500	328,900	350,400	391,800		
82	256,400	293,800	329,400	350,700	392,300		

定年
前再
任用時
短時間
勤務職
員以外
の職員

83	256,700	294,100	329,800	350,900	392,700		
84	256,900	294,400	330,300	351,200	393,100		
85	257,100	294,600	330,800	351,700	393,500		
86		294,800	331,200	352,000			
87		295,000	331,400	352,300			
88		295,200	331,700	352,600			
89		295,600	332,100	353,000			
90		295,800	332,500	353,300			
91		296,000	332,800	353,600			
92		296,200	333,100	353,900			
93		296,600	333,400	354,300			
94		296,800	333,600	354,600			
95		297,000	334,000	354,900			
96		297,300	334,300	355,300			
97		297,600	334,500	355,600			
98		297,800	334,800	356,000			
99		298,000	335,100	356,400			
100		298,300	335,400	356,800			
101		298,600	335,600	357,300			
102		298,800	335,900	357,700			
103		299,000	336,200	358,100			
104		299,300	336,400	358,500			
105		299,600	336,600	359,000			
106			336,800				
107			337,200				
108			337,400				
109		337,600					
110		338,000					
111		338,400					
112		338,800					
113		339,000					
	193,500	220,100	248,700	262,300	288,000	329,200	371,900

備考 この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表 (三)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号	給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1		208,200	241,200	278,300	293,700	311,000	343,000	381,900
2		210,100	243,400	279,400	294,300	312,200	344,700	384,500
3		211,900	245,600	280,500	294,900	313,500	346,400	387,200
4		213,600	247,800	281,500	295,400	314,600	348,100	389,800
5		215,300	250,000	282,500	295,900	315,700	349,800	392,000
6		217,200	251,000	283,000	296,500	316,800	351,200	394,200
7		219,000	251,900	283,500	297,100	317,900	353,200	396,500
8		220,700	252,800	284,000	297,600	319,000	354,800	398,900
9		222,400	253,700	284,500	298,100	320,100	356,400	400,800
10		224,400	254,900	285,000	298,700	321,100	358,100	402,900
11		226,300	256,000	285,500	299,300	322,100	359,800	405,100
12		228,200	256,900	286,000	299,800	323,100	361,500	407,300
13		230,200	257,700	286,500	300,300	324,100	362,900	409,200
14		232,200	258,400	287,000	300,900	325,300	364,600	411,200
15		234,200	259,100	287,500	301,500	326,500	366,300	413,300
16		236,200	260,000	288,000	302,000	327,700	368,000	415,300
17		238,200	261,100	288,500	302,500	328,800	369,800	417,300
18		240,200	262,200	289,000	303,200	330,000	371,800	419,500
19		242,300	263,300	289,500	303,900	331,100	373,800	421,700
20		244,300	264,400	290,000	304,600	332,200	375,800	423,800
21		246,200	265,500	290,500	305,300	333,300	377,500	425,700
22		247,400	266,600	291,000	306,200	334,500	379,600	427,600
23		248,600	267,700	291,500	307,100	335,600	381,700	429,400
24		249,700	268,800	292,000	308,000	336,700	383,700	431,300
25		250,800	269,800	292,500	308,800	337,800	385,600	433,000
26		251,700	270,900	293,000	309,700	339,000	387,200	434,600
27		252,600	272,100	293,500	310,600	340,100	389,000	436,300
28		253,500	273,100	294,000	311,500	341,200	390,800	437,900
29		254,300	274,100	294,500	312,300	342,300	392,500	439,300
30		255,100	274,800	295,100	313,300	343,500	394,200	440,600
31		255,800	275,500	295,900	314,200	344,600	396,100	442,200
32		256,500	276,200	296,700	315,100	345,700	397,900	443,700
33		257,300	276,900	297,400	315,900	346,800	399,600	445,400
34		258,100	277,500	298,200	316,800	348,100	401,300	447,000
35		258,900	278,000	299,000	318,100	349,400	403,100	448,400
36		259,600	278,500	299,800	319,200	350,700	404,800	449,800
37		260,300	279,000	300,500	320,300	351,900	406,400	450,900
38		261,200	279,600	301,300	321,400	353,400	408,100	452,200
39		262,100	280,100	302,100	322,500	354,900	409,900	453,500

40	262,900	280,600	302,800	323,600	356,500	411,700	454,900
41	263,700	281,000	303,600	324,700	357,700	413,200	455,900
42	264,600	281,500	304,400	325,900	359,200	414,700	456,600
43	265,400	282,000	305,200	327,000	360,600	416,200	457,400
44	266,200	282,500	306,000	328,100	362,000	417,500	458,000
45	267,000	283,000	306,700	328,900	363,400	418,600	458,900
46	267,700	283,500	307,700	330,000	364,400	419,700	459,600
47	268,400	284,000	308,700	331,100	365,800	420,800	460,400
48	269,000	284,500	309,600	332,100	367,100	422,000	461,200
49	269,600	285,000	310,500	333,100	368,400	423,300	461,900
50	270,100	285,500	311,500	334,100	369,800	424,400	462,600
51	270,600	286,000	312,500	335,100	371,100	425,600	463,300
52	271,000	286,500	313,500	336,100	372,400	426,700	464,100
53	271,400	287,000	314,400	337,300	373,900	427,900	464,900
54	272,000	287,500	315,400	338,600	375,100	428,900	465,700
55	272,500	288,000	316,400	339,800	376,200	430,000	466,400
56	272,900	288,500	317,400	341,000	377,400	431,100	467,100
57	273,300	289,000	318,200	341,900	378,500	432,100	467,900
58	273,700	289,800	319,200	343,100	379,400	432,600	
59	274,100	290,600	320,200	344,200	380,400	433,200	
60	274,500	291,300	321,100	345,500	381,300	433,600	
61	274,900	292,000	322,000	346,500	381,900	434,200	
62	275,300	292,900	323,000	347,400	382,700	434,700	
63	275,700	293,800	324,000	348,500	383,500	435,100	
64	276,100	294,600	324,900	349,700	384,300	435,600	
65	276,500	295,400	325,800	350,800	385,000	436,100	
66	276,900	296,300	327,000	352,000	385,700	436,500	
67	277,300	297,100	328,200	353,200	386,400	436,800	
68	277,700	297,900	329,400	354,200	387,000	437,100	
69	278,100	298,700	330,100	355,300	387,600	437,500	
70	278,600	299,600	331,200	356,300	388,200		
71	279,100	300,500	332,300	357,400	388,900		
72	279,500	301,400	333,200	358,500	389,500		
73	279,900	302,300	334,300	359,300	390,200		
74	280,500	303,200	335,000	360,400	390,700		
75	281,100	304,100	336,100	361,500	391,300		
76	281,600	305,000	337,200	362,500	391,800		
77	282,100	305,800	338,300	363,200	392,200		
78	282,700	306,800	339,500	364,000	392,800		
79	283,300	307,800	340,600	364,800	393,300		
80	283,800	308,700	341,700	365,500	393,600		
81	284,300	309,200	342,800	366,100	393,900		
82	284,800	310,100	343,900	366,600	394,400		

83	285,300	311,000	344,900	367,100	394,800
84	285,800	311,800	346,000	367,600	395,100
85	286,300	312,600	346,900	368,200	395,400
86	286,800	313,700	347,900	368,700	395,900
87	287,300	314,700	348,800	369,200	396,400
88	287,800	315,700	349,800	369,700	396,900
89	288,300	316,600	350,700	370,100	397,200
90	288,800	317,700	351,500	370,500	397,600
91	289,300	318,700	352,300	371,100	398,100
92	289,800	319,700	353,100	371,600	398,500
93	290,300	320,500	353,700	371,900	398,900
94	290,900	321,200	354,300	372,400	
95	291,500	321,900	354,900	372,800	
96	292,100	322,500	355,600	373,100	
97	292,700	323,000	356,000	373,700	
98	293,200	323,300	356,400	374,200	
99	293,700	323,900	356,900	374,700	
100	294,200	324,500	357,300	375,200	
101	294,700	324,900	357,800	375,800	
102	295,200	325,500	358,200	376,300	
103	295,700	326,100	358,700	376,800	
104	296,100	326,600	359,100	377,200	
105	296,500	327,000	359,400	377,800	
106	297,000	327,500	359,900	378,300	
107	297,500	328,000	360,300	378,800	
108	297,800	328,500	360,600	379,300	
109	298,000	328,900	361,000	379,900	
110	298,300	329,300	361,500	380,300	
111	298,500	329,600	362,000	380,800	
112	298,800	329,900	362,500	381,300	
113	299,100	330,200	363,000	381,900	
114	299,300	330,600	363,500		
115	299,600	330,900	364,000		
116	299,800	331,200	364,400		
117	300,100	331,400	364,800		
118	300,400	331,700	365,200		
119	300,700	332,000	365,700		
120	301,000	332,200	366,200		
121	301,300	332,400	366,600		
122	301,700	332,700	367,100		
123	302,000	333,000	367,600		
124	302,300	333,300	368,100		
125	302,500	333,500	368,400		

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

126	302,700	333,800
127	303,000	334,200
128	303,400	334,400
129	303,600	334,600
130	303,900	334,800
131	304,300	335,200
132	304,700	335,400
133	304,900	335,700
134	305,200	336,100
135	305,500	336,500
136	305,800	336,900
137	306,000	337,200
138	306,300	337,600
139	306,600	338,000
140	306,900	338,400
141	307,100	338,700
142	307,500	339,100
143	307,900	339,400
144	308,200	339,800
145	308,400	340,100
146	308,600	340,500
147	308,900	340,900
148	309,300	341,300
149	309,500	341,600
150	309,700	342,000
151	310,000	342,400
152	310,300	342,800
153	310,700	343,100
154	310,900	
155	311,100	
156	311,400	
157	311,700	
158	312,000	
159	312,300	
160	312,600	
161	313,000	
162	313,400	
163	313,700	
164	314,000	
165	314,400	
166	314,700	
167	315,000	
168	315,300	

169	定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	315,700		基 準 給料月額 円	240,300	基 準 給料月額 円	260,800	基 準 給料月額 円	268,100	基 準 給料月額 円	278,600	基 準 給料月額 円	295,000	基 準 給料月額 円	332,700	基 準 給料月額 円	377,500
		基 準 給料月額 円	240,300														

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第二条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に、「百分の百七・五」を「百分の百五」に改め、同条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に、「百分の七十一・二五」を「百分の七十」に、「百分の百七・五」を「百分の百五」に、「百分の六十一・二五」を「百分の六十」に改める。

第二十条第二項第一号中「百分の百七・五」を「百分の百五」に、「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に改め、同項第二号中「百分の五十一・二五」を「百分の五十」に、「百分の六十一・二五」を「百分の六十」に改める。

（一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第三条 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成十七年石川県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項から第五項までの規定中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第1（第6条関係）
第1号任期付研究員給料表

号給	給料月額	額
1	415,000	円
2	476,000	
3	539,000	
4	622,000	
5	724,000	
6	826,000	

別表第2（第6条関係）
第2号任期付研究員給料表

号給	給料月額	額
1	347,000	円
2	383,000	
3	411,000	

別表第3 (第6条関係)
特定任期付職員給料表

号給	給 料	月 額
1		393,000
2		441,000
3		493,000
4		556,000
5		636,000
6		742,000
7		866,000

第四条 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条第三項から第五項までの規定中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十二・五」に改める。

(知事、副知事給与条例等の一部改正)

第五条 次に掲げる条例の規定中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

- 一 知事、副知事給与条例(昭和三十二年石川県条例第三号)第三条第二項
- 二 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例(昭和三十二年石川県条例第五十二号)第四条第二項ただし書
- 三 識見を有する者のうちから選任された監査委員給与等支給条例(昭和三十五年石川県条例第十一号)第六条第二項ただし書

第六条 次に掲げる条例の規定中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十二・五」に改める。

- 一 知事、副知事給与条例第三条第二項
- 二 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例第四条第二項ただし書
- 三 識見を有する者のうちから選任された監査委員給与等支給条例第六条第二項ただし書

(石川県議会議員の議員報酬等及び費用弁償支給条例の一部改正)

第七条 石川県議会議員の議員報酬等及び費用弁償支給条例(昭和三十二年石川県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

第八条 石川県議会議員の議員報酬等及び費用弁償支給条例の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十二・五」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条及び第八条の規定は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定（一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第八条の二第一項、第二十一条第二項及び別表第一から別表第五までの改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定及び第三条の規定（一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員等条例」という。）別表第一から別表第三までの改正規定に限る。）による改正後の任期付研究員等条例の規定は、令和六年四月一日から適用する。
- 3 第一条の規定（給与条例第十九条第二項及び第三項並びに第二十条第二項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第三条の規定（任期付研究員等条例第八条第三項から第五項までの改正規定に限る。）による改正後の任期付研究員等条例の規定、第五条の規定による改正後の知事、副知事給与条例（附則第五項において「改正後の知事、副知事給与条例」という。）、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例（同項において「改正後の教育長給与等条例」という。）及び識見を有する者のうちから選任された監査委員給与等支給条例（同項において「改正後の監査委員給与等条例」という。）の規定並びに第七条の規定による改正後の石川県議会議員の議員報酬等及び費用弁償支給条例（附則第六項において「改正後の議員報酬等条例」という。）の規定は、令和六年十二月一日から適用する。

（給与の内払）

- 4 第一条の規定による改正後の給与条例（以下この項において「改正後の給与条例」という。）又は第三条の規定による改正後の任期付研究員等条例（以下この項において「改正後の任期付研究員等条例」という。）の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の給与条例又は第三条の規定による改正前の任期付研究員等条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付研究員等条例の規定による給与の内払とみなす。
- 5 改正後の知事、副知事給与条例、改正後の教育長給与等条例又は改正後の監査委員給与等条例の規定を適用する場合には、第五条の規定による改正前の知事、副知事給与条例、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例又は識見を有する者のうちから選任された監査委員給与等支給条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の知事、副知事給与条例、改正後の教育長給与等条例又は改正後の監査委員給与等条例の規定による給与の内払とみなす。
- 6 改正後の議員報酬等条例の規定を適用する場合には、第七条の規定による改正前の石川県議会議員の議員報酬等及び費用弁償支給条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の議員報酬等条例の規定による給与の内払とみなす。

（会計年度任用職員の報酬等に関する特例）

- 7 石川県会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例（令和元年石川県条例第十三号）第二条第一項の第一号会計年度任用職員（人事委員会規則で定める者に限る。以下この項において同じ。）に同条第一項の報酬（同条第三項に規定する初任給調整手当に相当する報酬に限る。）

を支給する場合及び同条第四項の規定により第一号会計年度任用職員の報酬の基本額を決定する場合並びに同条例第五条第一項の第二号会計年度任用職員（人事委員会規則で定める者に限る。以下この項において同じ。）に同条第一項の初任給調整手当を支給する場合及び同条第三項の規定により第二号会計年度任用職員の給料の額を決定する場合における附則第二項の規定の適用については、同項中「令和六年四月一日」とあるのは、「令和六年十二月一日」とする。

（人事委員会規則への委任）

- 8 附則第四項及び前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

石川県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第四十二号

石川県手数料条例の一部を改正する条例

石川県手数料条例（平成十二年石川県条例第七号）の一部を次のように改正する。

別表七の項1中「大麻草採取栽培者免許の」を「第一種大麻草採取栽培者免許の」に、「大麻草採取栽培者免許申請手数料」を「第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料」に、「六千七百元」を「二万二千元」に改め、同項2中「大麻草採取栽培者名簿」を「第一種大麻草採取栽培者名簿」に、「大麻草採取栽培者登録変更手数料」を「第一種大麻草採取栽培者登録変更手数料」に改め、同項3中「大麻草採取栽培者免許証の」を「第一種大麻草採取栽培者免許証の」に、「大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」を「第一種大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」に改め、同表四十の項1中「二千元」を「二千三百円」に、「四千元」を「四千三百円」。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により当該処分の申請をする場合には、千九百元（法第二十条第二項の規定の適用を受ける場合には、三千九百元）とする。」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和七年三月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三項の規定 公布の日

二 別表四十の項の改定規定及び附則第四項の規定 令和七年三月二十四日

（経過措置）

- 2 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号。以

下この項及び次項において「改正法」という。）附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第一条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十四号）第六条第三項に規定する大麻草採取栽培者名簿の登録事項の変更及び同法第七条第三項に規定する大麻草採取栽培者免許証の再交付に係る手数料については、改正後の別表七の項2及び3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 改正法附則第七条の規定により改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前においても改正法第二条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律第五条第一項の規定の例によりすることができることとされる第一種大麻草採取栽培者免許の申請に対する審査については、この条例の施行の日前においても、改正後の別表七の項1の規定の例による第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料を徴収することができる。
- 4 改正後の別表四十の項の規定は、附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

能登復興応援基金条例をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第四十三号

能登復興応援基金条例

（設置）

第一条 令和六年能登半島地震等からの復興を応援する者から受ける寄附金を活用し、被災者の生活及び生業の再建その他被災地の支援の充実を図るため、能登復興応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（第四条及び第五条において「予算」という。）において定める額とする。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により運用しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第四条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、第一条に規定する設置の目的を達成するために要する経費の財源に充てるものとする。ただし、この基金に編入することを妨げない。

(繰替運用等)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて、又は予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、第四条の経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

石川 県 知 事 馳 浩

石川 県 条 例 第 四 十 四 号

保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年石川県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第十七条に次の一項を加える。

6 救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

第二十二條第一項中「更生計画」を「個別支援計画」に改め、同條第二項中「第二項」の下に「及び第六項」を加える。

第二十三條第一項中「更生計画」を「個別支援計画」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

石川 県 知 事 馳 浩

石川 県 条 例 第 四 十 五 号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年石川県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「乳児院」の下に「、母子生活支援施設」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

石川県の事務処理の特例に関する条例及び石川県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第四十六号

石川県の事務処理の特例に関する条例及び石川県手数料条例の一部を改正する条例

(石川県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第一条 石川県の事務処理の特例に関する条例(平成十一年石川県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中四十七の二の項を四十七の四の項とし、四十七の項の次に次のように加える。

四十七の二 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第百九十一号。以下この項において「法」という。)、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和三十七年政令第十六号。以下この項において「政令」という。)、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和三十七年建設省令第三号。以下この項において「省令」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの

- イ 法第十二条第一項の規定による工事の許可
- ロ 法第十二条第三項(法第十六条第三項において準用する場合を含む。)の規定による条件の付加
- ハ 法第十二条第四項(法第十六条第三項において準用する場合を含む。)の規定による公表
- ニ 法第十四条第二項(法第十六条第三項において準用する場合を含む。)の規定による許可証の交付又は不許可の通知
- ホ 法第十五条第一項(法第十六条第三項において準用する場合を含む。)の規定による工事の協議
- ヘ 法第十六条第一項の規定による工事の計画の変更の許可
- ト 法第十六条第二項の規定による工事の計画の変更の届出の受理

七尾市、小松市、加賀市、白山市、能美市及び野々市市

- チ 法第十七条第一項の規定による工事の完了検査
- リ 法第十七条第二項の規定による工事の完了の検査済証の交付
- ヌ 法第十七条第四項の規定による工事の完了の確認
- ル 法第十七条第五項の規定による工事の完了の確認済証の交付
- ヲ 法第十八条第一項の規定による特定工程に係る工事の中間検査
- ワ 法第十八条第二項の規定による特定工程に係る中間検査合格証の交付
- カ 法第十九条第一項の規定による工事の定期報告の受理
- ヨ 法第二十条第一項の規定による工事の許可の取消し
- タ 法第二十条第二項の規定による工事の施行の停止又は災害防止措置の命令
- レ 法第二十条第三項の規定による土地の使用の禁止若しくは制限又は災害防止措置の命令
- ソ 法第二十条第四項の規定による工事の施行の停止又は作業の停止の命令
- ツ 法第二十条第五項（法第二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による災害防止措置の全部又は一部の執行及び公告
- ネ 法第二十条第六項（法第二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による災害防止措置の執行に要した費用を工事主等又は土地所有者等に負担させる措置
- ナ 法第二十一条第一項の規定による工事の届出の受理
- ラ 法第二十一条第二項の規定による公表
- ム 法第二十一条第三項の規定による工事の届出の受理
- ウ 法第二十一条第四項の規定による公共施設用地の宅地又は農地等への転用の届出の受理
- ホ 法第二十二条第二項の規定による災害の防止のため必要な措置の勧告
- ノ 法第二十三条第一項及び第二項の規定による改善命令
- オ 法第二十四条第一項の規定による立入検査
- ク 法第二十五条の規定による報告の徴取
- ヤ 法第二十七条第一項の規定による工事の届出の受理
- マ 法第二十七条第二項（法第二十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公表
- ケ 法第二十七条第三項（法第二十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による勧告
- フ 法第二十七条第四項（法第二十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による命令
- コ 法第二十八条第一項の規定による工事の計画の変更の届出の受理
- エ 法第三十条第一項の規定による工事の許可
- テ 法第三十条第三項（法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による条件の付加

- ア 法第三十条第四項（法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公表
- サ 法第三十三条第二項（法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による工事の許可証の交付又は不許可の通知
- キ 法第三十四条第二項（法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による工事の協議
- ク 法第三十五条第一項の規定による工事の計画の変更の許可
- メ 法第三十五条第二項の規定による工事の計画の変更の届出の受理
- ミ 法第三十六条第一項の規定による工事の完了検査
- シ 法第三十六条第二項の規定による工事の完了の検査済証の交付
- ユ 法第三十六条第四項の規定による工事の完了の確認
- ヒ 法第三十六条第五項の規定による工事の完了の確認済証の交付
- モ 法第三十七条第一項の規定による特定工程に係る工事の中間検査
- セ 法第三十七条第二項の規定による特定工程に係る中間検査合格証の交付
- ス 法第三十八条第一項の規定による工事の定期報告の受理
- ソ 法第三十九条第一項の規定による工事の許可の取消し
- イイ 法第三十九条第二項の規定による工事の施行の停止又は災害防止措置の命令
- イロ 法第三十九条第三項の規定による土地の使用の禁止若しくは制限又は災害防止措置の命令
- イハ 法第三十九条第四項の規定による工事の施行の停止又は作業の停止の命令
- イニ 法第三十九条第五項（法第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による災害防止措置の全部又は一部の執行及び公告
- イホ 法第三十九条第六項（法第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による災害防止措置の執行に要した費用を工事主等又は土地所有者等に負担させる措置
- イヘ 法第四十条第一項の規定による工事の届出の受理
- イト 法第四十条第二項の規定による公表
- イチ 法第四十条第三項の規定による工事の届出の受理
- イリ 法第四十条第四項の規定による公共施設用地の宅地又は農地等への転用の届出の受理
- イス 法第四十一条第二項の規定による災害の防止のため必要な措置の勧告
- イル 法第四十二条第一項及び第二項の規定による改善命令
- イラ 法第四十三条第一項の規定による立入検査
- イワ 法第四十四条の規定による報告の徴取

<p>イカ 政令第二十条第一項の規定による他の措置の定め</p> <p>イヨ 省令第八十八条の規定による法第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付</p> <p>イタ イからイヨまでに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて、別に規則で定めるもの</p>	
<p>四十七の三 宅地造成及び特定盛土等規制法、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則及び同法の施行のための規則に基づく事務のうち、同法、同令及び同法の施行のための規則の規定による申請書等で別に規則で定めるものの受付及び県への送付</p>	<p>各市町（金沢市、七尾市、小松市、加賀市、白山市、能美市及び野々市市を除く。）</p>

(石川県手数料条例の一部改正)

第二条 石川県手数料条例（平成十二年石川県条例第七号）の一部を次のように改正する。

別表六十三の項を次のように改める。

<p>六十三 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号。以下この項において「法」という。）に関する事務</p>	<p>1 法第十二条第一項に規定する宅地造成等に関する工事（土石の堆積に係るものを除く。）の許可又は法第三十条第一項に規定する特定盛土等に関する工事の許可の申請に対する審査</p>	<p>宅地造成・特定盛土等工事許可申請手数料</p>	<p>イ 盛土又は切土をする土地の面積が五百平方メートル以内のもの 一万四千元</p> <p>ロ 盛土又は切土をする土地の面積が五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの 二万四千元</p> <p>ハ 盛土又は切土をする土地の面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 三万四千元</p> <p>ニ 盛土又は切土をする土地の面積が二千平方メートルを超え三千平方メートル以内のもの 五万円</p> <p>ホ 盛土又は切土をする土地の面積が三千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの 六万二千元</p> <p>ヘ 盛土又は切土をする土地の面積が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの 八万三千元</p> <p>ト 盛土又は切土をする土地の面積が一万平方メートルを超え二万平方メートル以内のもの 十三万円</p> <p>チ 盛土又は切土をする土地の</p>
---	--	----------------------------	--

			<p>面積が二万平方メートルを超え四万平方メートル以内のもの 二十万二千円</p> <p>リ 盛土又は切土をする土地の面積が四万平方メートルを超え七万平方メートル以内のもの 三十二万二千円</p> <p>ヌ 盛土又は切土をする土地の面積が七万平方メートルを超え十萬平方メートル以内のもの 四十六万二千円</p> <p>ル 盛土又は切土をする土地の面積が十萬平方メートルを超えるもの 六十万二千円</p>	
	<p>2 法第十六条第一項に規定する宅地造成等に関する工事（土石の堆積に係るものを除く。）の変更の許可又は法第三十五条第一項に規定する特定盛土等に関する工事の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>宅地造成・特定盛土等工事変更許可申請手数料</p>	<p>次に掲げる金額を合算した金額。ただし、その金額が六十万二千円を超えるときは、六十万二千円とする。</p> <p>イ 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更（ロのみに該当する場合を除く。）盛土又は切土をする土地の面積（ロに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の盛土又は切土をする土地の面積、盛土又は切土をする土地の縮小を伴う場合にあつては縮小後の盛土又は切土をする土地の面積）に応じ、1の金額の欄に規定する金額に十分の一を乗じて得た金額</p> <p>ロ 盛土又は切土をする土地への新たな土地の編入に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更 新たに編入される盛土又は切土をする土地の面積に応じ、1の金額の欄に規定する金額</p> <p>ハ その他の変更 一万円</p>	
	<p>3 法第十二条第一項に規定する宅地造成等に関する工事（土石</p>	<p>土石の堆積工事許可申請手数料</p>	<p>イ 土石の堆積をする土地の面積が五百平方メートル以内のもの 一万二千円</p> <p>ロ 土石の堆積をする土地の面</p>	

	<p>の堆積に係るものに限る。)の許可又は法第三十条第一項に規定する土石の堆積に関する工事の許可の申請に対する審査</p>		<p>積が五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの 一万五千円</p> <p>ハ 土石の堆積をする土地の面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 一万八千円</p> <p>ニ 土石の堆積をする土地の面積が二千平方メートルを超え三千平方メートル以内のもの 二万二千元</p> <p>ホ 土石の堆積をする土地の面積が三千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの 三万千元</p> <p>ヘ 土石の堆積をする土地の面積が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの 三万五千元</p> <p>ト 土石の堆積をする土地の面積が一万平方メートルを超え二万平方メートル以内のもの 四万二千元</p> <p>チ 土石の堆積をする土地の面積が二万平方メートルを超え四万平方メートル以内のもの 五万八千元</p> <p>リ 土石の堆積をする土地の面積が四万平方メートルを超え七万平方メートル以内のもの 七万九千元</p> <p>ヌ 土石の堆積をする土地の面積が七万平方メートルを超え十萬平方メートル以内のもの 十二万八千元</p> <p>ル 土石の堆積をする土地の面積が十萬平方メートルを超えるもの 十四万五千元</p>	
<p>4 法第十六条第一項に規定する宅地造成等に関する工事(土石の堆積に係るものに限る。)の</p>	<p>土石の堆積工事変更許可申請手数料</p>	<p>次に掲げる金額を合算した金額。ただし、その金額が十四万五千元を超えるときは、十四万五千元とする。</p>	<p>イ 土石の堆積に関する工事の設計の変更(ロのみに該当す</p>	

	<p>変更の許可又は 法第三十五条第 一項に規定する 土石の堆積に関 する工事の変更 の許可の申請に 対する審査</p>		<p>る場合を除く。) 土石の堆積をする土地の面積(ロに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の土石の堆積をする土地の面積、土石の堆積をする土地の縮小を伴う場合にあつては縮小後の土石の堆積をする土地の面積)に応じ、3の金額の欄に規定する金額に十分の一を乗じて得た金額</p> <p>ロ 土石の堆積をする土地への新たな土地の編入に係る土石の堆積に関する工事の設計の変更 新たに編入される土石の堆積をする土地の面積に応じ、3の金額の欄に規定する金額</p> <p>ハ その他の変更 一万円</p>	
--	--	--	--	--

附 則

この条例は、令和七年一月一日から施行する。

石川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第四十七号

石川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

石川県警察関係手数料条例(平成十二年石川県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表七の項12イ(1)中「千五百五十円」を「千六百五十円」に改め、同項12イ(2)中「千九百元」を「千九百五十円」に、「運転免許証」を「法第百一条第一項に規定する免許証等」に、「免許証」を「免許証等」に、「更新」を「有効期間の更新(以下この項において「免許証等の更新」という。)」に、「八百円」を「七百五十円」に改め、同項12イ(3)中「四千五百円」を「三千九百円」に改め、「試験」の下に「(以下この項において「技能試験」という。)」を加え、「六千六百円」を「六千九百円」に改め、同項12ロ(1)中「千七百五十円」を「千九百円」に改め、同項12ロ(2)中「千九百円」を「千九百五十円」に、「免許証の更新」を「免許証等の更新」に、「八百円」を「七百五十円」に改め、同項12ロ(3)中「二千五百五十円」を「二千五百円」に、「法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験」を「技能試験」に、「三千三百五十円」を「三千三百円」に改め、同項12ハ(1)

中「千七百五十円」を「千八百五十円」に改め、同項12ハ(2)中「千九百円」を「千九百五十円」に、「免許証の更新」を「免許証等の更新」に、「八百円」を「七百五十円」に改め、同項12ハ(3)中「二千六百元」を「二千八百元」に、「法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験」を「技能試験」に、「四千五十円」を「四千五百五十円」に改め、同項12ニ(1)中「千九百円」を「千九百五十円」に、「免許証の更新」を「免許証等の更新」に、「八百円」を「七百五十円」に改め、同項12ニ(2)中「千五百円」を「千六百元」に改め、同項12ホ(1)中「千七百円」を「千八百円」に改め、同項12ホ(2)中「千九百円」を「千九百五十円」に、「免許証の更新」を「免許証等の更新」に、「八百円」を「七百五十円」に改め、同項12ホ(3)中「四千八百元」を「四千五百円」に、「法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験」を「技能試験」に、「七千六百五十円」を「七千四百五十円」に改め、同項12ヘ(1)中「千七百円」を「千八百円」に改め、同項12ヘ(2)中「千五百五十円」を「千六百五十円」に改め、同項12ヘ(3)中「二千九百円」を「二千九百五十円」に、「法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験」を「技能試験」に、「四千三百五十円」を「四千七百元」に改め、同項13イ中「三千九百円」を「三千九百五十円」に、「六千四百円」を「六千九百五十円」に改め、同項13ロ中「三千七百五十円」を「三千八百五十円」に、「四千五百五十円」を「四千六百五十円」に改め、同項14イ中「千九百円」を「二千五十円」に、「四千四百円」を「五千五十円」に改め、同項14ロ中「千七百五十円」を「千九百五十円」に、「二千五百五十円」を「二千七百五十円」に改め、同項14ハ中「千六百五十円」を「千八百円」に、「三千百円」を「三千五百五十円」に改め、同項14ニ中「千円」を「千百円」に改め、同項15を次のように改める。

<p>15 法第九十二条第一項又は第九十五条の二第十一项に規定する運転免許証(以下この項において「免許証」という。)の交付</p>	<p>免許証交付手数料</p>	<p>イ 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証</p> <p>(1) 法第九十二条第一項の規定による交付を受ける場合 二千三百五十円(令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかつた者であつて、法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受けたもの(以下この項において「特定試験免除者」という。)に対する交付にあつては、二千百円)</p> <p>(2) 法第九十五条の二第十一项の規定による交付を受ける場合 二千五百五十円</p> <p>ロ 仮運転免許に係る免許証 千百円</p>	<p>法第九十二条第一項の規定による交付であつて、日を同じくして第一種運転免許又は第二種運転免許のうち二以上の種類の免許を受ける者(以下この項において「複数免許取得者」という。)に交付するものについては、イ(1)で定める額から二百円を減じた額に与える免許一種類ごとに二百円を加えた</p>
---	-----------------	--	--

額とする。

別表七の項16イ中「二千二百五十円」を「二千六百円」に改め、同項16ロ中「千五百五十円」を「千五百円」に改め、同項31中「九百円」を「千円」に改め、同項中31を33とし、同項30イ中「千二百円」を「千五百五十円」に改め、同項30ロ中「千四百五十円」を「千四百円」に改め、同項中30を32とし、同項29イ中「七百五十円」を「八百五十円」に改め、同項29ロ中「二千三百五十円」を「二千四百円」に改め、同項29ニ(1)中「四千四百五十円」を「四千六百五十円」に改め、同項29ニ(2)中「三千五百円」を「三千八百円」に改め、同項29ニ(3)中「二千八百円」を「三千五十円」に改め、同項29ホ(1)中「四千五百五十円」を「四千三百円」に改め、同項29ホ(2)中「四千元」を「四千二百円」に改め、同項29ヘ中「千五百円」を「千七百五十円」に改め、同項29ト中「三千百円」を「三千二百円」に改め、同項29チ中「千四百円」を「千八百五十円」に改め、同項29リ中「七百五十円」を「九百円」に改め、同項29又(1)中「二千五百五十円」を「二千三百円」に改め、同項29又(2)中「二千五十円」を「二千五百五十円」に改め、同項29又(3)中「二千七百円」を「二千八百五十円」に改め、同項29又(4)中「二千五百五十円」を「二千七百円」に改め、同項29又(5)中「二千四百五十円」を「二千五百五十円」に改め、同項29ルを次のように改める。

ル 法第八十条の二第二項第十一号に掲げる講習

- (1) 法第九十五条の六第一項の表の備考一のロに規定する優良運転者に対する講習 五百円（公安委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と講習を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法による講習（以下この項において「オンライン講習」という。）にあつては、二百円）
- (2) 法第九十五条の六第一項の表の備考一のハに規定する一般運転者に対する講習 八百円（オンライン講習にあつては、二百円）
- (3) 法第九十五条の六第一項の表の備考一のニに規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者（府令第三十八条第十一項第一号ただし書に規定する申出をした者をいう。以下この項において同じ。）でないものに対する講習 千四百円
- (4) 法第九十五条の六第一項の表の備考一のニに規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者であるものに対する講習 八百円（オンライン講習にあつては、二百円）

別表七の項29ラ(1)中「六千四百五十円」を「六千六百円」に改め、同項29ラ(2)中「二千九百円」を「二千九百五十円」に改め、同項29ワを次のように改める。

ワ 法第八十条の二第二項第十三号に掲げる講習

- (1) 自動車等（府令第三十二条第五項第一号ホに規定する運転シミュレーターを含む。）を使用する指導（以下この項において「実車等指導」という。）を含む講習 一万二千九百円
- (2) 実車等指導を含まない講習 九千三百五十円

別表七の項29カ中「二千二百五十円」を「二千六百元」に改め、同項29ヨ中「又は第十六号」を削り、「二千円」を「二千百円」に改め、同項29タ中「規則第二条第一項第三号による」を「運転免許に係る講習等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第四号）第二条各号に掲げる」に、「千三百五十円」を「千四百円」に改め、同項29中タをとし、ヨの次に次のように加える。

タ 法第百八条の二第一項第十六号に掲げる講習 講習一時間につき 二千五十円

別表七の項中29を31とし、同項28中「二千三百五十円」を「二千二百五十円」に改め、同項中28を30とし、27を削り、30の前に次のように加える。

<p>27 法第百五条の二第二項に規定する運転経歴証明書の交付</p>	<p>運転経歴証明書交付手数料</p>	<p>千百五十円</p>	
<p>28 道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号。以下この項において「府令」という。）第三十条の十一第一項に規定する運転経歴証明書の再交付</p>	<p>運転経歴証明書再交付手数料</p>	<p>千百五十円</p>	
<p>29 法第百五条の二第四項に規定する運転経歴情報の記録</p>	<p>運転経歴情報記録手数料</p>	<p>九百円（法第百五条の二第二項の規定による運転経歴証明書の交付又は府令第三十条の十一第一項の規定による運転経歴証明書の再交付と同時に記録を受ける場合にあつては、百円）</p>	

別表七の項26を削り、同項25イ中「一万四千五百五十円」を「一万五千百円」に改め、同項25ロ中「一万千八百五十円」を「一万二千円」に改め、同項25ハ中「九千六百五十円」を「九千九百五十円」に改め、同項25ニ中「一万二千四百五十円」を「一万二千八百五十円」に改め、同項中25を26とし、24を25とし、同項23イ中「二万三千四百円」を「二万三千七百五十円」に改め、同項23ロ中「一万九千五百円」を「一万九千八百円」に改め、同項23ハ中「一万四千七百円」を「一万四千四百五十円」に改め、同項23ニ中「二万千五百円」を「二万二千二百円」に改め、同項中23を24とし、22を23とし、同項21中「自動車等」の下に「（自動車及び一般原動機付自転車をいう。以下この項において同じ。）」を加え、「千四百円」を「千三百五十円」に、「二千八百五十円」を「三千百

円」に改め、同項中21を22とし、同項20中「三千五百五十円」を「三千六百五十円」に改め、同項中20を21とし、19を20とし、同項18金額の欄を次のように改める。

- イ 経由地書換申出をしない場合 七百五十円
- ロ 経由地書換申出をする場合 千七百円

別表七の項中18を19とし、17を削り、16の次に次のように加える。

<p>17 法第九十五条の二第三項の規定による特定免許情報の記録又は法第九十五条の三の規定により読み替えて適用する法第九十二条第二項の規定若しくは法第六百六条の四第二項の規定による免許情報記録の書換え</p>	<p>特定免許情報記録手数料</p>	<p>イ 法第九十五条の二第三項の規定による特定免許情報の記録</p> <p>(1) 法第九十五条の二第六項の規定による申出及び法第一百条の四の二第二項の規定による申出(以下この項において「更新時不交付申出」という。)のいずれをもしない場合 千五百円(法第九十二条第一項、第九十五条の二第十一項若しくは第一百条の四の二第一項の規定による免許証(仮運転免許に係るものを除く。)の交付又は法第九十四条第二項の規定による免許証(仮運転免許に係るものを除く。)の再交付と同時に記録を受ける場合にあつては、百円)</p> <p>(2) 法第九十五条の二第六項の規定による申出をする場合 千五百五十円(特定試験免除者に係る記録にあつては、千三百五十円)</p> <p>(3) 更新時不交付申出をする場合 八百円</p> <p>ロ 法第九十五条の三の規定により読み替えて適用する法第九十二条第二項の規定又は法第六百六条の四第二項の規定による免許情報記録の書換え 千五百五十円(免許証(仮運転免許に係るものを除く。)及び法第九十五条の二第四項に規定する免許情報記録個人番号カードを有する者(以下この項において「免許証・免許情報記録個人番号カード保有者」という。)に係る書換えにあつては、百円)</p>	<p>(一) 申請者が、免許の効力の停止の期間が満了した場合若しくは免許の効力の停止が解除された場合に法第九十五条の二第一項の規定による申請をした者又は令第四十三条第四項各号に掲げる者である場合は、手数料を徴収しない。</p> <p>(二) 法第九十五条の二第六項の規定による申出をする場合における複数免許取得者に係る特定免許情報の記録にあつては、イ(2)で定める金額から二百円を減じた額に、与える免許の種類ごとに二百円を加えた額とする。</p> <p>(三) 複数免許取得者(免許証・免許情報記録個人番号カ</p>
--	--------------------	--	--

			<p>ード保有者を除く。)に係る免許情報記録の書換えにあつては、ロで定める金額から二百円を減した額に、与える免許一種類ごとに二百円を加えた額とする。</p>
<p>18 法第百一条第一項、第百一条の二第二項又は第百一条の二の二第一項に規定する免許証等の更新</p>	<p>免許証等更新手数料</p>	<p>イ 免許証の有効期間の更新(同時に免許情報記録の有効期間の更新を受ける場合を除く。)</p> <p>(1) 法第百一条の二の二第二項の規定による経由地公安委員会を經由して行う更新申請書の提出(以下この項において「経由申請」という。)及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合 二千八百五十円</p> <p>(2) 経由申請をする場合 二千七百五十円</p> <p>(3) 更新時不交付申出をする場合(経由申請をする場合を除く。) 千三百円</p> <p>ロ 免許情報記録の有効期間の更新(同時に免許証の有効期間の更新を受ける場合を除く。)</p> <p>(1) 経由申請をしない場合 二千円</p> <p>(2) 経由申請をする場合であつて、法第百一条の二の二第三項の規定による申出(以下この項において「経由地書換申出」という。)をしないとき 千九百五十円</p> <p>(3) 経由申請をする場合であつて、経由地書換申出をするとき 千円</p> <p>ハ 免許証の有効期間の更新及び免許情報記録の有効期間の更新</p>	

		(1) 經由申請をしない場合 二千九百五十円	
		(2) 經由申請をする場合であつて、經由地書換申出をしないとき 二千八百五十円	
		(3) 經由申請をする場合であつて、經由地書換申出をするとき 一千五百円	

別表付表一の一の項 1 中「四千元」を「三千八百円」に改め、同項 2 中「三千五百五十円」を「三千六百五十円」に改め、同項 3 中「千二百五十円」を「千二百円」に改め、同項 4 中「四千二百五十円」を「四千四百五十円」に改め、同表二の項 1 中「六千七百元」を「六千三百五十円」に改め、同項 2 中「六千円」を「六千二百五十円」に改め、同項 3 中「二千円」を「千九百元」に改め、同項 4 中「七千四百円」を「七千七百五十円」に改め、同表五の項 1 中「二千三百五十円」を「二千六百元」に改め、同項 2 中「千九百元」を「千八百五十円」に改め、同項 3 中「二千六百五十円」を「二千五百五十円」に改め、同表六の項 2 中「二千五十円」を「二千円」に改め、同項 3 中「二千五百五十円」を「二千四百円」に改め、同項 4 中「三千七百元」を「三千七百五十円」に改め、同表七の項中「二千五百五十円」を「二千六百元」に改め、同表備考一中「別表七の項 20」を「別表七の項 24」に、「二千三百五十円」を「千九百五十円」に、「千円」を「千三百五十円」に改め、同表備考二中「別表七の項 20」を「別表七の項 24」に、「五百円」を「五百五十円」に、「三百円」を「三百五十円」に改める。

別表付表二の一の項 1 中「四千元」を「三千八百円」に改め、同項 2 中「三千五百五十円」を「三千六百五十円」に改め、同項 3 中「千二百五十円」を「千二百円」に改め、同項 4 中「四千二百五十円」を「四千四百五十円」に改め、同表二の項 4 中「二千五十円」を「二千円」に改め、同表四の項 3 中「千三百円」を「千三百五十円」に改め、同表五の項 3 中「千三百円」を「千三百五十円」に改め、同表六の項 1 中「千五百円」を「千五百五十円」に改め、同表七の項中「二千五百五十円」を「二千六百元」に改め、同表備考一中「別表七の項 22」を「別表七の項 26」に、「二千四百円」を「三千円」に、「九百元」を「九百五十円」に、「千円」を「千三百五十円」に、「二千八百五十円」を「二千九百五十円」に改め、同表備考二中「別表七の項 22」を「別表七の項 26」に、「百五十円を、普通自動車免許」を「二百円を、普通自動車免許」に、「百五十円を減ずる」を「五十円を減ずる」に改める。

附 則

この条例は、令和七年三月二十四日から施行する。

